

平成23年12月9日
東北電力株式会社
東京電力株式会社
電源開発株式会社
日本原燃株式会社
リサイクル燃料貯蔵株式会社

「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」の締結について

青森県内に原子力関連事業所を有する、東北電力株式会社、東京電力株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社およびリサイクル燃料貯蔵株式会社（以下、「青森県内5原子力事業者」という。）は、青森県内における原子力災害への対応能力向上のための活動に係る相互協力について、本日、「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」を締結いたしました。

本協定は、青森県原子力安全対策検証委員会の報告書の提言を踏まえ、青森県内5原子力事業者間の連携協力の基本的な枠組みを定めたものです。

今後、本協定に基づき、事故や災害等の緊急時における資機材の相互融通等はもとより、平常時および訓練時においても安全性向上、技術力向上に係る情報共有や相互確認を実施する等、安全推進協力関係の更なる強化に努めるとともに、安全性の一層の向上に取り組んでまいります。

なお、活動内容の詳細については、本協定における活動体制において、今後、実効性を高めるよう協議を進めていくこととしております。

以 上

（別紙1）「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」の概要

（別紙2）「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」

「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」の概要

1. 目的

本協定は、青森県内に原子力関連事業所を有する事業者が相互に協力し、技術支援、情報交換を行うことにより、各事業者が有する事業所の更なる安全性向上、技術力向上に資するとともに、原子力災害への対応能力向上のための活動について、相互に協力して対応することを目的とする。

2. 協力活動の内容

(1) 平常時における安全管理等に係る協力活動

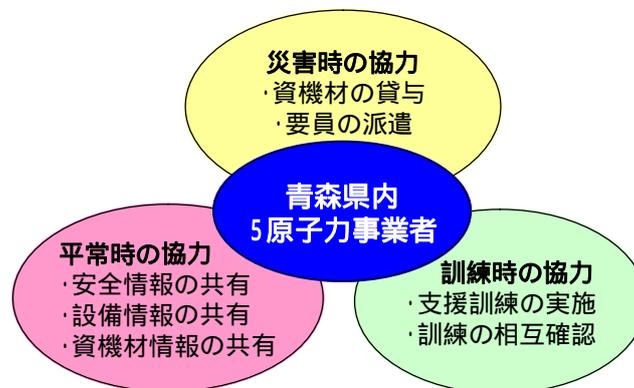
- ・安全や管理に係る情報共有
- ・資機材の情報共有 等

(2) 訓練等による原子力災害への対応能力向上のための協力活動

- ・原子力防災訓練時における支援訓練の実施
- ・原子力防災訓練等の情報交換、相互確認 等

(3) 原子力災害時の協力活動

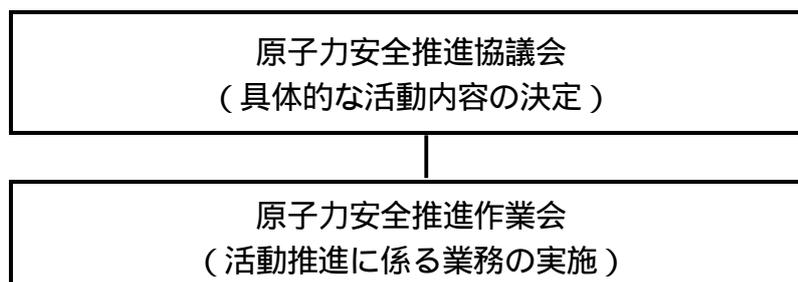
- ・資機材の貸与等の発災事業者支援活動の実施
- ・「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく支援本部への要員派遣等のサポート



協力体制のイメージ

3. 活動体制

協力活動を推進するため、青森県内5原子力事業所で構成する「原子力安全推進協議会」および「原子力安全推進作業会」を設置



4 . 協定事業者

東北電力株式会社、東京電力株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社

平成12年6月9日付けで、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社および日本原燃株式会社間で締結

青森県内原子力事業者間安全推進協力協定

東北電力株式会社、東京電力株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社およびリサイクル燃料貯蔵株式会社は、青森県内の原子力災害への対応能力向上のための活動に係る相互協力について、次のとおり協定を締結するものとする。

(目的)

第1条 本協定は、別紙のとおり青森県内に原子力関連事業所(以下「事業所」という。)を有する事業者(以下「事業者」という。)が相互に協力し、技術支援、情報交換を行うことにより、各事業者が有する事業所の更なる安全性向上、技術力向上に資するとともに、原子力災害への対応能力向上のための活動について、相互に協力して対応することを目的とする。

(協力活動の範囲)

第2条 本協定に基づき行う協力活動は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 平常時における安全管理等に係る協力活動
- (2) 訓練等による原子力災害への対応能力向上のための協力活動
- (3) 原子力災害時の協力活動

(原子力災害協力活動)

第3条 事業所で原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合、前条第3号に基づき、当該事業所は本協定事業所に協力要請を行うことができる。

2 協力要請を受けた事業所は、資機材の貸与など当該事象への対応に必要な協力を行う。但し、「原子力災害時における事業者間協力協定」(平成12年6月9日付けで、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社および日本原燃株式会社間で締結)に基づく支援本部が設置された後は、その支援本部の活動を支援する。

(組織)

第4条 第1条に定める目的を達成するために、次の組織を置く。

- (1) 原子力安全推進協議会
- (2) 原子力安全推進作業会

(原子力安全推進協議会)

第5条 原子力安全推進協議会(以下「協議会」という。)は、第2条に定める協力活動に係る意思決定機関とし、具体的な協力活動の内容を決定する。

- 2 協議会は、各事業所の代表者をもって構成するものとし、会長1名を置く。
- 3 会長は、各事業所の代表者の互選により選出する。
- 4 会長の任期は原則1年とする。但し、再任を妨げないものとする。
- 5 協議会の事務を行うため、会長の指名により協議会幹事を置く。

(原子力安全推進作業会)

第6条 原子力安全推進作業会(以下本条において「作業会」という。)は、前条の協議会の決定に従い、協力活動推進に係る業務を行う。

- 2 作業会は、各事業所の代表者から指名された者をもって構成し、作業会幹事長1名を置く。
- 3 作業会幹事長は協議会の幹事とする。
- 4 作業会幹事長の任期は原則1年とする。但し、再任を妨げないものとする。

(協力活動に係る経費等)

第7条 第2条の協力活動に係る費用は、原則として各事業者が負担するものとする。但し、第3条に基づく原子力災害協力活動に係る費用等については、「原子力災害時における事業者間協力協定」に準じて、協力事業者は発災事業所を有する事業者へ請求することができるものとする。

(信義誠実の原則)

第8条 各事業者は、本協定の履行にあたって信義に従い誠実にこれを行うものとし、第3条に基づく原子力災害協力活動における各事業者の行為によって生じた損害等については、相互に賠償又は補償の責を負わないものとする。

(協議)

第9条 本協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは本協定に関し疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項が生じたときは、その都度、協議会が協議のうえ決定する。

(効力の発生)

第10条 本協定は、平成23年12月9日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、下記の事業者の代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年12月9日

東北電力株式会社

取締役社長
海輪 誠

東京電力株式会社

取締役社長
西澤 俊夫

電源開発株式会社

取締役社長
北村 雅良

日本原燃株式会社

取締役社長
川井 吉彦

リサイクル燃料貯蔵株式会社

取締役社長
久保 誠

青森県内の原子力関連事業所

事業者名	事業所名
東北電力（株）	東通原子力発電所
東京電力（株）	東通原子力建設所
電源開発（株）	大間原子力建設所
日本原燃（株）	再処理事業所 濃縮・埋設事業所
リサイクル燃料貯蔵（株）	リサイクル燃料備蓄センター